

## 企画競争の公募

国立大学法人山口大学において、下記のとおり「定期借地権を利用した整備計画」について企画競争に付します。

### 記

#### 1. 企画競争に付する事項

事業名：山口大学湯田宿舎跡地整備事業

##### (1) 事業の目的及び事業内容

国立大学法人山口大学（以下「本学」という。）は、本学所有地の有効活用等を目的として、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第三十四条の二に規定される土地等の貸付けに係る制度を活用し、本学湯田宿舎跡地整備事業を対象とする土地貸付けを計画しており、当該土地の貸付け相手方を公募するものである。

##### (2) 対象地

所在：山口市湯田温泉6丁目8-29（別紙配置図参照）

地目：学校用地

地積：4,984㎡

##### (3) 貸付期間

31年6カ月間（既存建物の解体及び本件建物の建築期間含む）

令和5(2023)年10月1日から令和37(2055)年3月31日まで

##### (4) 留意事項

既存建物の解体及び工作物並びに樹木の撤去は、事業者において実施するものとする。

#### 2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

本学が作成した「定期借地権を利用した整備計画公募要項（山口大学湯田宿舎跡地整備事業）」（以下「公募要項」という。）に記載する応募資格要件を満たすこと。

#### 3. 企画競争に係る説明会の場所及び日時

場所 〒753-8511 山口市吉田1677-1

国立大学法人山口大学事務局1号館1階第1会議室

日時 令和4年5月9日（月）14時～

#### 4. 提出すべき書類

公募要項に記載の応募書類

#### 5. 公募要項の配布場所、企画提案書の提出場所及び提出期限、提出方法

配布場所及び提出場所 〒753-8511 山口市吉田1677-1

国立大学法人山口大学施設環境部施設企画課

提出期限 令和4年5月31日（火）17時

提出方法 郵送又は上記提出場所への持込による（郵送の場合は、必着のこと）

#### 6. 提案内容の審査に関する事項

(1) 審査方法 提出された企画提案書を基に、本学が設置する審査委員会において次の審査基準により審査を行う。

(2) 審査基準 公募要項に記載の審査委員会の設定した審査基準に基づき審査する。

- (3) 審査結果 審査結果は通知をもって行うものとする。
- (4) その他 審査過程において、応募者へのヒアリングが必要と判断された場合には、本学担当者によるヒアリングを実施する。ヒアリングは、一部の応募者のみに行うこともあり、実施しないこともある。

7. 公募開始から事業開始までのスケジュール（予定）

令和4年 4月15日（金） 企画競争の公募開始  
↓  
令和4年 5月 9日（月） 企画競争に係る説明会  
↓  
令和4年 5月31日（火） 提出すべき書類の提出期限・審査開始  
↓  
令和4年 6月30日（木） 審査結果通知・契約締結手続き開始  
↓  
令和4年 9月 事業用定期借地権（賃借権）設定契約締結  
↓  
令和5年10月以降 貸付開始

8. 本件問い合わせ先

場所 山口市吉田1677-1  
国立大学法人山口大学施設環境部施設企画課  
電話 083-933-5179  
E-mail : si075@yamaguchi-u.ac.jp

令和4年4月15日

国立大学法人山口大学長  
谷 澤 幸 生